

# 国立大「“推薦 + AO”5割の範囲」に対し、 公立大は「“推薦のみ”で5割を目安」！ 公立大のAO入試は、募集割合のガイドラインを定めず

旺文社 教育情報センター 19年1月

公立大学協会(公大協)は先ごろ、20年度の「入学者選抜実施要領・実施細目」を発表した。推薦入学者の割合は従来どおり「5割を超えないことを目安」としているが、AO入試については、募集人員の割合についてのガイドラインを定めず、実施上の具体的な扱いを初めて「実施要領」等に盛り込んだ。

以下に、公立大の20年度推薦・AO入試について、変更点等を中心にまとめた。

## ●「AO入試」実施の体制整備を図る

国立大における推薦入学の割合については、現行の「3割目安」を20年度から「推薦 + AO入試5割の範囲」に拡大するとともに、「AO入試」実施の扱いについても整理し、国立大学協会(国大協)の「実施要領・実施細目」に初めて明記された(本Webサイト2006/11/21付け；<http://www.obunsha.co.jp/information/topic/0611/1105.pdf>を参照)。

こうしたことから、公大協の対応が注目されていたが、「推薦入学」の割合については従来どおり「5割を超えないことを目安」に、実施大学・学部の定めるところとしている。

「AO入試」については募集人員の割合のガイドラインを定めず、実施上の扱い等は国大協の「実施要領・実施細目」に準じており、AO入試実施の体制整備を図っている。

## ●推薦・AO入試に関する主な変更点等

公立大の入学者選抜の「実施要領」及び「実施細目」から、推薦入学とAO入試について、現行(19年度)と20年度実施との相違点等について、その概要を以下にまとめた。

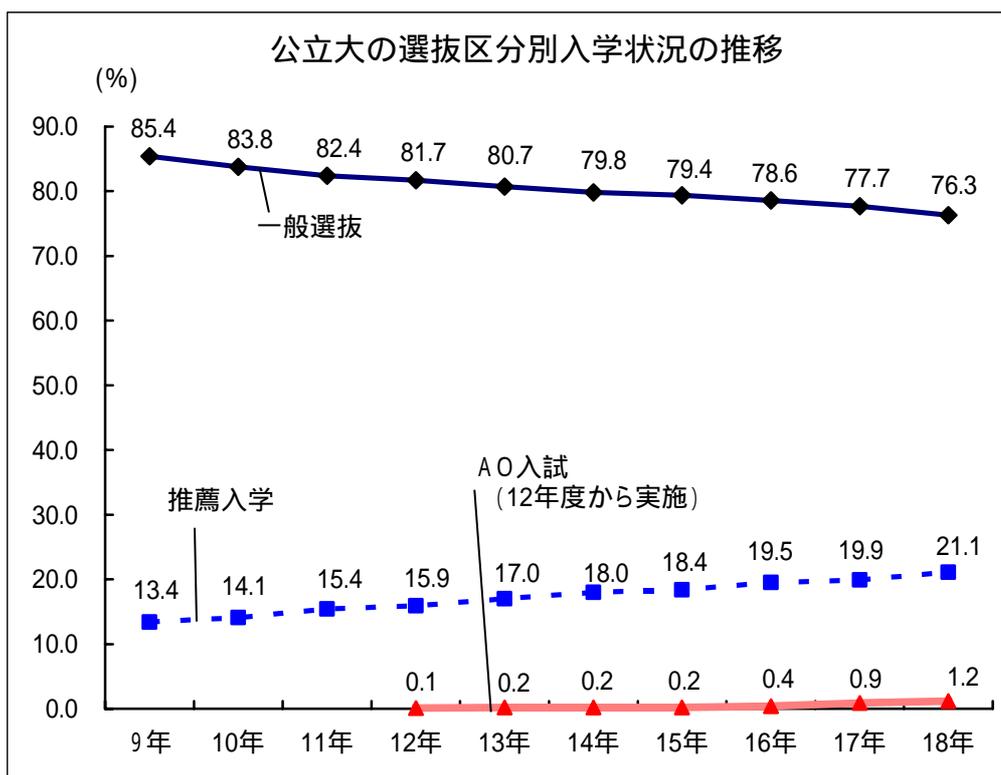
推薦入学に関する事項	
現行(19年度)	20年度
> 推薦入学の合格者の扱い：合格者は他に出願済みの大学・学部を受験しても、 <u>その大学・学部の合格者とはならない</u> (公大協の「実施細目」に記載)	→ <u>その大学・学部の合格者とはなりえないこととし、その旨を(各大学・学部の)「募集要項」に明記</u>
> 推薦入学の募集人員：募集単位ごとに「5割を超えないことを目安とし、これを実施する大学・学部の定めるところによる」	→ 左記に同じ(変更点なし)

AO入試に関する事項(20年度実施分から新たに明記)

AO入試については推薦入学と異なり、出願期日や募集人員の割合を特に定めていない。以下に、受験生に直接関係するAO入試の扱いについて、その概要を紹介する。

- ① AO入試の出願期日等実施日程は、実施する大学で定める。
- ② 国公立大のAO入試に合格し入学手続きを完了した者は、前期・公立大中期・後期日程試験の合格者となりえないこととし、その旨を募集要項に明記する。
- ③ AO入試合格者は、2月17日(20年度の場合)までに「入学辞退届」を当該大学・学部等へ提出しない場合には、前期・公立大中期・後期日程試験の合格者となりえない。
- ④ AO入試の志願者は、不合格となった場合に備えて、国公立大の前期日程試験、後期日程試験をそれぞれ実施する大学・学部からそれぞれ一つ、及び公立大中期日程試験を実施する大学・学部から一つ、合計三つまでの大学・学部に出願、受験することができる。
- ⑤ AO入試の結果発表は2月13日(20年度の場合)までで、2月17日(20年度の場合)までに入学手続きを行う。

(図1)



●公立大入試の事情

入学者選抜における「選抜方法の多様化」と「評価尺度の多元化」が一段と進む中、公立大でも推薦・AO入試といった、学力検査に偏らない総合的な人物評価を主体とする選抜

方法が広がりを見せている(図1参照)。

しかし、AO入試については実施状の整備が不十分である。例えば、センター試験を課すAO入試の場合、当該大学・学部はAO入試志願者のセンター試験成績を大学入試センターに請求するための「成績請求票」が必要となるが、現行の成績請求票には「AO入試用」のものがない。こうしたことなどから、AO入試の位置付けや扱いを整理して、「AO入試用」の成績請求票を設けるなど、実施上の整備も迫られていたようだ。

また、公立大と国立大とで、推薦・AO入試についての募集人員割合のガイドラインが異なる点が注目される。公大協が国大協と足並みを揃えられなかった背景には、全入時代を控え、各公立大の推薦入学への依存度(18年度推薦入学者割合；国立大11.4%、公立大21.1%)の高まりなどの事情もあるようだ。